



福岡県医発第1992号（地）

令和元年10月31日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

令和元年度定期予防接種広域接種に係る月遅れ請求について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

令和元年度インフルエンザ及び消費税増税後の定期予防接種広域接種については、本年9月26日付け福岡県医発第1700号（地）をもってご連絡申し上げました。

今般、広域接種実施医療機関が消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合の対応表を別添のとおり取りまとめましたのでお送りいたします。

そのうち、北九州市及び福岡市については、実施医療機関が消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、請求日時点での予防接種料金とされております。その他市町村については実施日時点での予防接種料金となっておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下の広域接種実施医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会ホームページに掲載いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考	消費税増税後の月遅れ請求について
北九州市	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで。 代筆の場合は、代筆者が成年後見人等被接種者の意思を決定できる場合は代筆者名を、できない場合は被接種者名、代筆者の氏名及び被接種者との続柄を記載すること。 減免対象者については、減免確認書類の写しを添付すること。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、請求日時点の予防接種料金とする。
遠賀中間	中間市	報告書兼請求書を遠賀中間医師会に提出（遠賀中間医師会を通じて請求） 高齢者肺炎球菌予防接種については、接種後、接種案内通知を回収して請求時に添付すること	請求は、毎月締めの翌月10日まで 予診のみの者について、施設実施分については「予診のみ（不可問診）」の支払いとは認めません。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	芦屋町			
	水巻町			
	岡垣町			
	遠賀町			
京都	行橋市	請求書に予診票を添付し、 ・A類予防接種→子ども支援課子育て支援係(0930-25-1111内線1183/1184) ・高齢者用肺炎球菌→地域福祉課健康づくり推進係（0930-25-1111内線1216）	請求は、実施した月の翌月10日までに予診票を添付して行う	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	苅田町	直接請求。		10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	みやこ町	直接請求。		10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
豊前築上	豊前市	各市町に直接請求。	請求は、実施した月の翌月10日までに報告書兼請求書（様式第2号）に予診票を添付し請求して下さい	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	築上町			
	吉富町			
	上毛町			

※年度末の請求（3月まで）につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考	消費税増税後の月遅れ請求について
福岡市	福岡市	市へ直接請求	①子どもの予防接種：3ヶ月毎に最終月の翌月（7・10・1・4月）10日までに請求。※同日における同時接種の不可問診（予診のみ）は1件の請求とする。 ②高齢者インフルエンザ予防接種：接種期間（10月～翌年1月）終了後、2月10日までに請求。※自己負担免除者は証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付 ③高齢者肺炎球菌予防接種：3ヶ月毎に最終月の翌月（7・10・1・4月）10日までに請求。※自己負担免除者は証明書を添付。60歳以上65歳未満の定期接種対象者は身体障害者手帳の写しも添付 ※①～③は、それぞれ報告書兼請求書を作成すること ※①～③いずれも報告書兼請求書におけるシャチハタ印は不可。 ※報告書兼請求書における1月～3月実施分の請求日は【3月31日】とすること（休診日の場合は、前営業日で可）	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、請求日時点の予防接種料金とする。
筑紫	春日市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類については請求書を分けて請求する A類：春日市福祉支援部子育て支援課 B類：春日市健康推進部健康スポーツ課	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	大野城市		請求は、大野城市民分の予診票（ワクテンシール貼付）と請求書を予防接種業務を実施した月の翌月10日までに送付 A類：こども健康課 B類：すこやか長寿課	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	筑紫野市		請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類については請求書を分ける A類：子育て支援課 B類：健康推進課	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	太宰府市		請求は、毎月締めの翌月10日まで	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	那珂川市		請求は、筑紫地区専用の請求書様式にて毎月締めの翌月10日までに、那珂川市保健センター（健康課）へ送付	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
糸島	糸島市	市へ直接請求	予診票（原本）と請求書を月末締め、翌月末までに請求。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
粕屋	宇美町	各市町へ直接請求 ※請求書は福岡県医師会ホームページ掲載の「粕屋地区様式」を使用	請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類については請求書を分ける（送付先は同じ）	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	篠栗町		毎月締めの翌月10日までに予診票を添付し請求（請求書は粕屋地区の請求様式） 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌は自己負担額を差し引いた額を請求 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者は自己負担0円で全額を請求（それぞれ受給者であることが分かる証明書の写しの添付が必要）	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	志免町		請求は、毎月締めの翌月10日まで	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	須恵町		請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類については請求書を分ける（送付先は同じ）	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	新宮町		請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類については請求書を分ける	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	古賀市		請求は毎月締めの翌月10日までに予診票を添付し請求。 高齢者肺炎球菌は事前申請が必要。 その際に発行する接種券を予診票に添付して請求して下さい。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	久山町		A類とB類については請求書を分ける	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	粕屋町		請求は、毎月締めの翌月10日まで	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

宗 像	宗 像 市	各市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※月遅れで請求する場合、実施月ごとに分けて請求。 ※同時接種において不可問診（予診のみ）が発生した場合、使用した予診票は必ず添付し、請求件数は1件とする。 ※宗像市においては、宗像市子ども家庭課へA類、宗像市健康課へB類と分けて請求。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る 月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	福 津 市			10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る 月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。

※年度末の請求（3月まで）につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考	消費税増税後の月遅れ請求について
直方鞍手	直方市	各市町へ直接請求	こども育成課宛に送付して下さい	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	小竹町		請求は、毎月締めの翌月10日まで	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	鞍手町		請求は、毎月締めの翌月10日までに、報告書兼請求書に予診票を添付し当町まで提出。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	宮若市		請求書に予診票を添付して請求。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
田川	田川市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求 予防接種法施行令第1条の3第2項に規定する者の接種委託料は、当該項目に応じた接種委託料とする	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	香春町		請求は、毎月締めの翌月10日までに予診票を添付してください。 A類とB類を分けて報告書兼請求書に予診票を添付し、提出する。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	添田町		請求は、毎月締めの翌月10日まで 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	糸田町		高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌については、生活保護者は自己負担なし。 診療依頼書の写し添付の上、請求。 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	川崎町		請求は、毎月締めの翌月10日までに、報告書兼請求書(様式第2号)に予診票を添付し、提出。 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	福智町		請求は、毎月締めの翌月10日まで 同時接種時に接種不可の場合は、1件分だけを請求 A類とB類を分けて請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	大任町		請求は、毎月締めの翌月10日まで 高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌と子どもの定期予防接種の請求書は別々。 同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけを請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	赤村		請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類は別々に請求する。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
飯塚	飯塚市	各市町へ直接請求	A類とB類を分けて請求 B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が違うため注意して下さい。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	桂川町		A類とB類を分けて請求A類とB類を分けて請求 B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が違うため注意して下さい。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	嘉麻市		A類とB類を分けて請求 B型肝炎は使用した規格のワクチン量により委託料が違うため注意して下さい。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までに提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考	消費税増税後の月遅れ請求について
久留米	久留米市	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。	3ヶ月毎に(4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分として)最終月の翌月(7、10、1、4月)10日まで(必着)にまとめて請求。 請求者が法人の場合は、請求書に法人登記印を押印すること。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
大牟田	大牟田市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日までに、定期予防接種報告書兼請求書(広域分)に予診票を添付して提出する。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
八女筑後	八女市	各市町へ直接請求	・翌月の10日までに予診票を添付し八女市健康推進課に請求する。 ・A類とB類は分けて請求する。B類は高齢者インフルエンザと高齢者用肺炎球菌を分けて請求する。 ・医療法人については、法人印と代表者印を押印の上、請求する。 ・代表者については、肩書き(院長・理事長等)を付して請求する。 ・長期療養者のための定期予防接種を実施した場合、依頼書の写しを予診票に添付する。	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	筑後市		請求は、毎月締めの翌月10日(該当日が土曜日・日曜日・祝休日にあたる場合はその翌平日)まで医療法人の場合は、法人印および代表者印の2種類の押印	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	広川町		請求は、毎月締めの翌月10日まで A類とB類を分けて請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
朝倉	朝倉市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで 医療法人の場合は、法人印および代表者印の2種類の押印 代表者名の前に肩書を併記	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	筑前町		実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	東峰村		請求は、毎月締めの翌月10日まで	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
小郡三井	小郡市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日までに報告書兼請求書(様式第二号)に予診票を添付して請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	大刀洗町			10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
大川三瀬	大川市	請求については、医療機関の属する医師会を経由するかもしれないが医療機関から直接本市へ請求すること 「予診のみ」の請求は、同日で同一者の場合は1件の請求とする。その場合の予診票の提出はいずれか1枚のみとする。	請求は、毎月締めの翌月10日まで 医療法人の場合は、法人印および代表者印の2種類の押印	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。
	大木町	当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。 ※同日、同一施設、同一者に対する予診票のみの請求は1件までとする。		10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、実施日時点の予防接種料金とする。

定期予防接種広域化接種料金請求先一覧

柳川山門	柳川市	市へ直接請求	請求は、翌月10日までに予診票を添付し、請求書を本市健康づくり課健康係に提出 同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけを請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、 実施日時点の予防接種料金とする。
	みやま市	市へ直接請求	請求は、翌月10日までに予診票を添付し、請求書を本市健康づくり課健康係に提出 同時接種時に接種不可となった場合は、1件分だけを請求	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、 実施日時点の予防接種料金とする。
浮羽	うきは市	①浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由でうきは市へ請求。 ②浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接うきは市へ請求。	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	10月1日以降に消費税増税前に実施した予防接種料金に係る月遅れ請求を行う場合、 実施日時点の予防接種料金とする。

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。